議案第30号

三朝町医療費助成条例の一部改正について

次のとおり三朝町医療費助成条例の一部を改正することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成16年3月12日

三朝町長 吉 田 秀 光

三朝町議会議長 藤井 享

三朝町条例第 号

三朝町医療費助成条例の一部を改正する条例

三朝町医療費助成条例(昭和57年三朝町条例第9号)の一部を次のように 改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下「移動号」という。) に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下「移動後号」という。) が存在する場合には、当該移動号を当該移動後号とし、移動号に対応する移動後号が存在しない場合には、当該移動号(以下「削除号」という。) を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(削除号を除く。以下「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後 改 正 前
(定義)
第2条 この条例において「医療費受 第2条 この条例において「医療費受 給者」とは、次の各号に掲げる者の 給者」とは、次の各号に掲げる者で

第2条 この条例において「医療費受給者」とは、次の各号に掲げる者<u>の</u> <u>うち</u>、町内に住所を有する者(ただし、国民健康保険法(昭和33年法律 第192号)第116条の2第1項の規定により、同項に規定する他の市町村が行う国民健康保険の被保険者とされる者を除く。)及び国民健康保険 第2条 この条例において「医療費受給者」とは、次の各号に掲げる者であって、町内に住所を有する者(ただし、国民健康保険法(昭和33法律第192号)第116条の2第1項の規定により、同項に規定する他の市町村が行う国民健康保険の被保険者とされる者を除く。)及び国民健康保

法第116条の2第1項又は第2項の 規定により、三朝町が行う国民健康 保険の被保険者とされた者であっ て、医療を受ける者の属する世帯の 生計を主として維持する者が、当該 医療を受ける日の属する年度(当該 医療を受ける日の属する月が4月又 は5月の場合にあっては前年度)分 の地方税法(昭和 26 年法律第 226 号) の規定による町民税 (同法第328 条の規定によって課する所得割を除 く。以下この号において同じ。)が課 されない者又は三朝町税条例(昭和 45年三朝町条例第 18号) で定める ところにより町税を免除された者 (当該町民税の賦課期日において町 内に住所を有しない者を除く。)であ る場合をいう。ただし、生活保護法 (昭和 25 年法律第 144 号) による 保護を受けている者、老人保健法(昭 和57年法律第80号) 第25条によ る医療の給付を受ける者及び三朝町 特別医療費助成条例(昭和48年三朝 町条例第34号)第2条第1項の規 定により助成を受ける者を除く。 (1)~(3) 略

禅師 192号) 第116条の2第1項の

険法第 116 条の 2 第 1 項又は第 2 項 の規定により、三朝町が行う国民健 康保険の被保険者とされた者をい う。ただし、生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)による保護を受け ている者、老人保健法(昭和 57 年 法律第 80 号)第 25 条による医療の 給付を受ける者及び三朝町特別医療 費助成条例(昭和 48 年三朝町条例第 34 号)第 2 条第 1 項の規定により助 成を受ける者を除く。

(1)~(3) 略

(4) 母子及び寡婦福祉法(昭和39年 法律第129号)第6条第1項に規 定する配偶者のない女子並びに同 項及び母子及び寡婦福祉法施行令 (昭和39年政令第224号)第1 条中「女子」とあるのは「男子」 と、同条第2号中「母」とあるの は「父」と読み替えた場合におけ る同項に規定する配偶者のない男 子で現に児童(18歳に達する日以 後の最初の3月31日までの間に ある者をいう。以下同じ。)を扶 養している者並びにこれらの者が 扶養している児童

[は対応する同表の改正後の欄中号の表示]

(5) 略

2及び3 略

(4) 略 2及び3 略 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成16年6月1日から施行する。 (経過措置)
- 2 この条例による改正後の三朝町医療費助成条例の規定は、この条例の施行の日以後に受ける医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に受けた 医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。